

## 個人情報の保護に関する規程

### （目 的）

第 1 条 この規程は、個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取り扱いに関し基本原則を定め、大学の遵守すべき義務等を定めることにより、文京学院大学、文京学院短期大学の教職員および学生、卒業生、志願生等についての個人情報を保護することを目的とする。

### （対 象）

第 2 条 この規程でいう学生および卒業生とは、大学・短期大学の学生、大学院の各正規の学生の他、大学、短大、大学院および付属機関の研究生・委託生・留学生・科目等履修生・聴講生・公開講座等の受講生等、本学に学習・研究のため登録した学生および卒業生・修了生を含み、入学していなくとも個人情報を提供した志願生・受験生をも含むものとする。これらを総称して以下「学生等」という。

### （本学教職員等の範囲）

第 3 条 この規程でいう本学教職員とは、大学・大学院・短期大学の専任、非常勤の教職員（授業内講師、臨時の講師、特別講師、研究員、嘱託の教職員、臨時の職員、アルバイト職員、派遣職員等）および本学が委託した業者等、本学に履歴や個人情報を提供している者、また保管書類を日常閲覧できる勤務状態にある者を含める。かつて勤務したことのある教職員の情報も含めるものとする。これらを総称して以下「教職員等」という。

### （個人情報の定義）

第 4 条 この規程でいう学生等の個人情報とは、学生等の学籍番号、本籍、住所、氏名、生年月日等の個人を識別できるもの、その他、個人に関わる過去および現在または将来にわたる事実もしくは予定した事項等で、本学に公式に登録された願書、調書、申告書、登録書の記載事項もしくは原簿、台帳、証明書等の記載事項だけでなく、試験の点数、提出したレポート・論文等の評価、教員の個人相談や担任の相談、ゼミ指導教授の相談またはクラブ活動の記録、就職に関する記録等に記載されている事項も含め大学が機関として保管する一切の記録を含むものとする。これらを総称して以下「学生等の個人情報」という。

2 この規程でいう教職員等の個人情報とは、教職員等の教職員番号等、本籍、住所、氏名、生年月日等の個人を識別できるもの、その他、個人に関わる過去および現在または将来にわたる事実もしくは予定した事項等で、本学に公式に登録された履歴書、個人調書、研究教育業績書、申告書、登録書の記載事項もしくは原簿、台帳、証明書等の記載事項だけでなく、健康診断や個別相談等の記録、執筆した論文等、教授会議事録等に記載されている個人的事項、給与、処遇等も含め、大学が機関として保管する一切の記録を含むものとする。これらを総称して以下「教職員等の個人情報」という。

### （基本原則）

第 5 条 大学がもつ個人情報は、教育研究および学生生活指導、就職指導等に学内で積極的に活用すると同時に、学生の個人情報、教職員の個人情報が、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、個人情報を取り扱う者は、次に規定する基本原則にのっとり、個人情報の適正な取り扱いに努めなければならない。

（ 1 ）個人情報は、その利用の目的が明確にされるとともに、当該目的の達成に必要な範囲内で取り扱われなければならない。

- ( 2 ) 個人情報、適法かつ適正な方法で取得されなければならない。
- ( 3 ) 個人情報は、その利用の目的の達成に必要な範囲内で正確かつ最新の内容に保たれなければならない。
- ( 4 ) 個人情報の取り扱いにあたっては、漏洩、滅失または毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置が講じられるよう配慮されなければならない。
- ( 5 ) 個人情報の取り扱いにあたっては、評価、成績、単位、賞罰、人事事項に関するもの以外は、本人が適切に関与し得るよう配慮されなければならない。

( 大学および教職員等の責務 )

第 6 条 本学は、この規程の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な施策を総合的に立案し実施する責務を有する。

( 教授会等の責務 )

第 7 条 本学の大学教授会、大学院研究科委員会、短期大学教授会は、この規程の趣旨にのっとり、その所属下にある研究所、図書館、学生相談室、保健室、生涯学習センター、情報教育研究センター、育児支援センター( 子ども図書センター含む )、語学教育研究センター、子ども英語教育センター、心理臨床・福祉センター、臨床心理相談室、学生寮等、その他の施設や部署等での個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な「倫理」を示し、これを実施する。

- 2 教員は、学長以下、学部長、研究科委員長、短大学科長、研究所長等、各部署長の指揮監督の下、学内諸規程・各倫理規定等に従い、個人情報の適正な取り扱いを行う責務を有する。

( 事務局および事務職員の責務 )

第 8 条 事務局長は、この規程の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を総合的に行う責務を有する。

- 2 事務職員は、統括ディレクター( 事務局長 )以下、事務局センター長の指揮監督の下、学内諸規程・各倫理規定等を遵守し、個人情報の適正な取り扱いを行う責務を有する。

( 守秘義務 )

第 9 条 本学の教職員は、職務上知り得た個人情報を規程に反して部外者に漏らしてはならない。

- 2 本学学生諸団体等に、個人情報を含む内容の書類を提示する必要がある場合には、当該学生諸団体等にあらかじめ本規程を提示して、守秘義務を課すものとする。
- 3 本学がコンピュータ処理を委託する業者、印刷物を委託する業者等へ個人情報を含む内容の書類を提示する場合には、業者等にあらかじめ本規程を提示して、守秘義務を課すものとする。

( 学生の個人情報の提供 )

第 10 条 本学は、次の一に該当する場合には、学生の個人情報のうち学生の学籍番号・氏名・住所・生年月日について提供することができる。

- ( 1 ) 教育研究上の必要により、本学内で、教員に対してまたは学生に対して、学生の個人情報のうち学生の学籍番号・氏名・住所・生年月日について提供または掲示することができる。なお、学生の成績については、教授会での提示、専任教員に対する提示の他、本人および保護者にのみ交付または提示する。
- ( 2 ) 教育研究上の必要により、本学外の実習先等に対して、学生の個人情報のうち学生の学籍番号・氏名・住所・生年月日について提供または掲示することができる。

- ( 3 )就職斡旋上の必要により、本学外の企業に、学生の個人情報のうち学生の学籍番号・氏名・住所・生年月日および科目の履修状況、取得単位、成績、席次等に関する事項について本人の同意を得て提供することができる。
- ( 4 )学生生活上の必要により、本学内で、教員に対してまたは学生に対して、学生の個人情報のうち学生の学籍番号・氏名・住所・生年月日について提供または掲示することができる。担任教員およびゼミ指導教員、論文指導教員、当該学部等の専任教員に対しては、科目の履修状況、取得単位、成績、席次等に関する事項も提示することができる。
- ( 5 )教育研究上および学生生活上の必要がある場合で、対象学生が所属する学部等の教授会などで承認を受け、所属長が許可した場合には、部外に学生の学籍番号・氏名・住所・生年月日の提供を行うことができる。
- ( 6 )教育研究上および学生生活上の必要がある場合で、同窓会長の承諾を得て、同窓会役員等への所属学生の学籍番号・氏名・住所・生年月日の提供を行うことができる。
- ( 7 )学生部長の指示による場合は、学生会・自治会活動のための学生役員への所属学生の学籍番号・氏名・住所・生年月日の提供を行うことができる。
- ( 8 )学部等の所属長の指示による場合は、所属組織の組織的取り組み（委員会・イベント等）の実施のための学生委員への所属学生の学籍番号・氏名・住所・生年月日の提供を行うことができる。
- ( 9 )学生本人の同意がある場合には外部に対して学生情報の提供を行うことができる。ホームページへの掲載、大学案内パンフレット、その他の冊子等への学生の個人情報の掲載は、必ず本人の同意を得て行うこと。同意が得られる場合でも、転用の危険性やストーカー犯罪等の防止の観点から、学生本人の居所や所在が特定できるようなものは掲載しないこととする。
- ( 10 )教職員等の個人情報については、本人の同意を得ないで部外に情報を提供してはならない。大学が発行する紀要、インターネット・ホームページ、案内パンフレット、公開講座のポスター等、教職員個人の情報が掲載されているものは、必ず掲載に際して本人の同意を得ること。
- ( 11 )法令に基づく場合もしくは捜査令状または官公庁の公文書による依頼状に基づく場合には、教職員および学生の個人情報を提供することができる。官公庁の公文書による場合でも、学長が適切でないと判断した場合は、個人情報の提供は行わない場合がある。
- ( 12 )人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、大学は、病院や官公庁等に対して、教職員および学生の個人情報を提供することができる。
- ( 13 )公衆衛生の向上または学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、あって、本人の同意を得ることが困難であるときは、大学は、病院や官公庁等に対して、教職員および学生の個人情報を提供することができる。

なお、１１号、１２号および１３号の場合は、教職員および学生の個人情報のうち教職員番号・学籍番号・氏名・住所・生年月日以外の情報についても学長の許可を得て提供することができる。

（研究者等の要請による学生の個人情報の提供）

第１１条 本学園に所属する研究者または研究機関の要請により、学生の個人情報の提供を行う

場合は次の一に該当するときに限り、学生の個人情報のうち学生の学籍番号・氏名・住所・生年月日について提供することができる。

- ( 1 ) 研究者等が研究のため、世論調査、意識調査、行動調査などのアンケートをとる目的で学生の個人情報を得たいと申し出た場合で、対象学生が所属する学部等の教授会などで承認を受け、所属長が許可した場合には、学生の氏名・住所・生年月日の提供をすることがある。
- ( 2 ) 学生が研究のため、世論調査、意識調査、行動調査などのアンケートをとる目的で学生の個人情報を得たいと申し出た場合で、対象学生が所属する学部等の教授会などで承認を受け、所属長が許可した場合には、学生の氏名・住所・生年月日の提供をすることがある。
- ( 3 ) その他本学が関係する外部機関で、研究のため、世論調査、意識調査、行動調査などのアンケートをとる目的で学生の個人情報を得たいと申し出た場合で、対象学生が所属する学部等の教授会などで承認を受け、所属長が許可した場合には、学生の氏名・住所・生年月日の提供をすることがある。
- ( 4 ) 前各号で卒業者の個人情報を提供する場合は、前各号の手続きの他、所属の同窓会会長の許可を必要とする。

( 個人情報を提供する場合の手続き )

第 1 2 条 前条による学生情報の提供を行う場合は、他の目的に使用しないこと、知り得た情報を他に漏洩しないことを誓約した誓約書を利用者に提出させ、かつ職員立ち会いの下で名簿から筆写またはこれに代わる方法（宛名シート等）で提供する。

2 アンケート等で得た情報については、文京学院大学・短期大学倫理綱領および各部署で定めた倫理綱領、個人情報の利用について各学会等で定めた倫理規定にしたがって運用し、個人のプライバシー保護を最優先に扱うこと。

3 所属学会等で倫理規程を定めていない場合、もしくは全くの個人での私的調査による場合には、個人情報の提供は行わない。

4 利用目的が適正であるが、学際的分野で学会などがなく、倫理規定がない場合には、文京学院大学・短期大学倫理綱領を遵守すること。これに従わない場合には、情報提供は行わない。

5 本条に示した「誓約書」「倫理綱領、各部署の倫理規程」等については別に定める。

( 利用目的の特定 )

第 1 3 条 個人情報を取り扱う者は、個人情報を取り扱うにあたっては、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を越えて行ってはならない。

( 利用目的による制限 )

第 1 4 条 個人情報を取り扱う者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を越えて、個人情報を取り扱ってはならない。

( データ内容の正確性の確保 )

第 1 5 条 個人情報を取り扱う者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

( 安全管理措置 )

第 1 6 条 個人情報を取り扱う者は、その取り扱う個人データの漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従業者の監督）

第 17 条 個人情報を取り扱う者は、その配下の者に個人データを取り扱わせるにあたっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（委託先の監督）

第 18 条 個人情報を取り扱う者は、個人データの取り扱いの全部または一部を委託する場合は、その取り扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（苦情処理のための措置）

第 19 条 本学は、個人情報の取り扱いに関し、個人情報を受けた者と本人の間に生じた苦情の適切かつ迅速な処理を図るため必要な措置を講ずるものとする。文京学院大学・短期大学倫理委員会が対応に当たる。

2 倫理委員会は、各学部、大学院研究科委員会、短期大学より選出する。

3 倫理委員会委員は、倫理委員会規則に基づいて案件を処理する。

（罰 則）

第 20 条 故意または重大な過失により本規程に反して、個人の人格や尊厳またはプライバシーを侵害し、著しく損害を与えた場合には本学園就業規則による懲戒の対象とする。

（改 正）

第 21 条 本規程の改定は、教授会の議を経るものとする。

付 則 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。